

専決処分の報告について（開成町税条例の一部を改正する条例を制定することについて）

町長の専決処分事項に関する条例（平成22年開成町条例第11号）の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告します。

令和6年5月22日提出

開成町長 山 神 裕

## 専 決 処 分 書

町長の専決処分事項に関する条例（平成 22 年開成町条例第 11 号）の規定により指定された町長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 3 月 30 日

開成町長 山 神 裕

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、用途変更宅地等に対して課する固定資産税の特例に関する経過措置を延長する必要があるため、別紙のとおり開成町税条例の一部を改正する条例を制定する。

## 開成町条例第14号

### 開成町税条例の一部を改正する条例

開成町税条例（昭和50年開成町条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則 1～6（略） （ <u>令和6年度から令和8年度までの各年度の用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税の経過措置</u> ） 7 <u>地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）附則第21条第1項の規定に基づき、令和6年度から令和8年度までの各年度の固定資産税について、法附則第18条の3の規定は、適用しない。</u> 8～27（略）	附 則 1～6（略） （ <u>令和3年度から令和5年度までの各年度の用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税の経過措置</u> ） 7 <u>地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第14条第1項の規定に基づき、令和3年度から令和5年度までの各年度の固定資産税について、法附則第18条の3の規定は、適用しない。</u> 8～27（略）

#### 附 則

（施行期日）

- この条例は、令和6年4月1日から施行する。  
（固定資産税に関する経過措置）
- この条例による改正後の附則第7項の規定は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度以前の年度分の固定資産税については、なお従前の例による。